

令和6年3月6日

清瀬市立図書館協議会 資料 1

これからの清瀬市立図書館の サービス展開について

これからの清瀬市立図書館のサービス展開

- 社会の変化により、図書館サービスのあり方は大きく変化した。
- 公共施設再編計画に示す中央図書館を含め、今後の図書館サービスのあり方を市民参画で検討した。
- これからの図書館サービスの方向性の実現に向けて条例を改正する。

図書館の現状

図書館利用者、貸出数の減少

- 貸出者数、貸出点数ともに令和4年度は平成23年度の約8割である。
- コロナ禍により図書館を開館することができない期間があった。さらに利用者のリスク回避により、図書館の利用はさらに減少した。
- この1年で図書館の本を借りたことのある市民は約1万人である。

年代別利用者の傾向

- 年代別にみると働き盛りの現役世代は貸出の利用は少ない。
- 高齢者は年齢が高くなるほど、貸出の利用が少ない。

図書館の現状

地域別の傾向

- 図書館が近くにない、また、交通機関がない地域の利用は少ない傾向にある。

インターネットによる図書館利用

- 貸出利用は減少している一方、インターネット予約で借りる利用者は増えている。

図書館の現状

市民の意識、行動（市政世論調査、行政評価市民アンケートより）

- 図書・資料・視聴覚資料の充実
- 他市や大学図書館との相互利用の促進
- スマートフォンやホームページを活用した資料予約サービスの充実
- 図書館に行く時間がなく利用できていないため、分からない
- 電子書籍の充実
- 開館時間の拡張
- 貸出図書の宅配サービス
 - 時間がないうために図書館を利用できない市民がいる。
 - 来館しなくても本を借りられる環境整備が求められている。

指定管理者による管理

- 効率的で効果的な図書館運営を図るため、指定管理者に図書館の管理運営を行わせることができるようにする。

あるべきサービス展開の実現に向けた 新しい図書館体制

- 前述の課題解消を図るため、市民なら無償でご利用いただける本の宅配サービスの導入を検討し、より多くの市民に図書館を活用していただけるしくみを目指す。
- これに伴い図書館を駅前図書館と南部図書館の2館体制とし、野塩図書館を閉架書庫として活用する。
- 元町こども図書館の機能を駅前図書館に移転する。
- 中央図書館機能を駅前図書館に移転する。
- 図書館が果たす様々な機能を図書館以外の公共施設全体で担う。

新しい図書館の姿

駅前図書館	中央図書館機能・元町こども図書館機能 宅配サービスの拠点（令和7年4月）
南部図書館	中央公園に南部地域児童館等複合施設として開館 予定（令和8年2月）
野塩図書館	廃止の上、閉架書庫として活用（令和7年4月）

図書館以外の公共施設と連携して機能を発揮

下宿地域市民センター	・サロンを整備（市民が寛いで本や新聞・ 雑誌を読める場や自習するスペース） ・図書館からのアウトリーチ事業の展開
竹丘地域市民センター	
野塩地域市民センター	

子どもの居場所の検討

- 「公共施設を活用した子供の居場所検討委員会」を設置し、時代に即した効果的な活用を検討する。
- 子どもの居場所として活用する施設においては、子どもたちが読書に親しめる環境も整備する。

清瀬市立図書館設置条例の一部を改正する条例資料 —これからの清瀬市立図書館のサービス展開—

改正の背景

- 社会の変化により、図書館サービスのあり方は大きく変化した。
- 公共施設再編計画に示す中央図書館を含め、今後の図書館サービス

- のあり方を市民参画で検討した。
- これからの図書館サービスの方向性の実現に向けて条例を改正する。

図書館の現状

図書館利用者、貸出数の減少

- 貸出者数、貸出点数ともに令和4年度は平成23年度の約8割である。
- コロナ禍により図書館を開館することができない期間があった。さらに利用者のリスク回避により、図書館の利用はさらに減少した。
- この1年で図書館の本を借りたことのある市民は13%である。

年代別利用者の傾向

- 年代別にみると働き盛りの現役世代は貸出の利用は少ない。
- 高齢者は年齢が高くなるほど、貸出の利用が少ない。

地域別の傾向

- 図書館が近くにない、また、交通機関がない地域の利用は少ない傾向にある。

インターネットによる図書館利用

- 貸出利用は減少している一方、インターネット予約で借りる利用者は増えている。

市民の意識、行動（市政世論調査、行政評価市民アンケートより）

- 図書・資料・視聴覚資料の充実
- 他市や大学図書館との相互利用の促進
- スマートフォンやホームページを活用した資料予約サービスの充実
- 図書館に行く時間がなく利用できていないため、分からない
- 電子書籍の充実
- 開館時間の拡張
- 貸出図書の宅配サービス

- 時間がないために図書館を利用できない市民がいる。
- 来館しなくても本を借りられる環境整備が求められている。

指定管理者による管理（第7条、第8条）

- 効率的で効果的な図書館運営を図るため、指定管理者に図書館の管理運営を行わせることができるようにする。

あるべきサービス展開の実現に向けた新しい図書館体制（別表（第3条関係））

- 上記の課題解消を図るため、市民なら無償でご利用いただける本の宅配サービスを導入し、より多くの市民に図書館を活用していただけるしくみを導入
- これに伴い図書館を駅前図書館と南部図書館の2館体制とし、野塩図書館を閉架書庫として活用
- 元町こども図書館の機能を駅前図書館に移転
- 中央図書館機能を駅前図書館に移転
- 図書館が果たす様々な機能を図書館以外の公共施設全体で担う

新しい図書館の姿

駅前図書館	中央図書館機能・元町こども図書館機能 宅配サービスの拠点
南部図書館	令和8年2月に中央公園に南部地域児童館等複合施設として開館予定
野塩図書館	廃止の上、閉架書庫として活用

図書館以外の公共施設と連携して機能を発揮

下宿地域市民センター	サロンの整備（市民が寛いで本や新聞・雑誌を読める場や自習するスペース） 図書館からの出前講座
竹丘地域市民センター	
野塩地域市民センター	

子どもの居場所の検討

- 「公共施設を活用した子どもの居場所検討委員会」を設置し、時代に即した効果的な活用を検討する。
- 子どもの居場所として活用する施設においては、子どもたちが読書に親しめる環境も整備する。